

「みどりの食料システム戦略」の「中間とりまとめ（案）」に対する意見と提言

2021年4月12日

NPO 法人 日本有機農業研究会

NPO 法人 有機農業推進協会

地球温暖化・生物多様性保全などの環境問題、国内の生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの衰退など、「みどりの食料システム戦略」（以下、「戦略」と略す。）策定の背景にある課題は危機的と言えるほど深刻度が強まっています。早急に、これらの危機を解決へ向けるための「持続可能な食料システム」の構築が求められます。「戦略」にも「有機農業の拡大」が記載されていることから、こうした危機への対応の焦点は有機農業にあるとの認識が伺えますが、私たちがこの50年以上にわたり地域に根差した有機農業を生産者と消費者の相互理解・協力によって進め蓄積してきた実績や知見からみると、取組の具体的内容やイノベーションの方向性には、有機農業の理念・原則、歴史や国際的動向と相いれないものが多々みられます。農政の方向については、すでに昨年3月に「食料農業農村基本計画」を、同4月にはそれに連動する「有機農業推進基本方針」を決めたところですので、それを踏まえつつ、かつ、この課題への対応をいっそう強化するビジョンが描けるような「戦略」につくり直す必要があります。

そこで、次のような、「戦略」の修正を要求します。

修正意見と提言の項目

- I 有機農業の理念・原則に反しない有機農業の拡大を
 - 1 すべての原発を廃炉に！ 原発再稼働、汚染水の海洋投棄は認められない
 - 2 自然の摂理に反するゲノム編集技術などの「遺伝子操作技術」を使ってはならない
 - 3 ネオニコチノイド系農薬、グリホサート製剤（除草剤）等を直ちに禁止へ
 - 4 種子（たね）の自給、農と食文化と一体となった在来種などの保存・継承を
 - 5 アニマル・ウェルフェア（動物福祉）の視点による工業的畜産からの転換を

- II 「先端技術」偏重ではなく、伝統知と科学を統合した有機農業現場の取組の共有へ
 - 1 「先端技術」偏重ではなく、伝統知と科学を統合した有機農業振興を基軸に
 - 2 化学合成農薬の削減は、有機農業への転換が基本
 - 3 化学肥料の削減は、有機の土づくりへの転換で
 - 4 伝統知を活かした有機農業で、気候変動による影響を乗り越える

5 実践規模の有機農業農場による試験研究や「有機農業公園」の創設を

III コロナ禍で明らかになった、田園回帰と地域自給、食事による免疫力向上の重要性

- 1 田園回帰と地産地消・旬産旬消の地域自給の重要性
- 2 農産物輸出によらない、地産地消の自給増大を
- 3 コロナ禍で求められる免疫力を高める食事・食材

IV 地域振興に資する有機農業の拡大を

- 1 「公共調達」による学校給食等への有機農産物等の積極的導入を
- 2 有機農業は、地域の生産者と消費者のつながりにより、着実に広がる
- 3 国連「家族農業の10年」が求める「小さな」農林漁業の重要性を「戦略」に位置づける

V 自然循環と人々のつながりを大切にする森・里・海の連携・提携を推進する有機農業で、現況の危機を乗り越える方向へ舵を切り直す「戦略」を

「みどりの食料システム戦略」の「中間とりまとめ（案）」に対する意見と提言 〈 説 明 〉

修正意見と提言

I 有機農業の理念・原則に反しない有機農業の拡大を

1 すべての原発を廃炉に！ 原発再稼働、汚染水の海洋投棄は認められない

原発のない、いのちを育む森・里・海こそが、食と農、漁業の生産基盤である。10年前の東電福島第一原発の炉心融溶を伴う過酷事故は、言葉に尽くせぬ甚大な被害・影響を自然生態系と社会に与えた。この影響はいまだに回復されず、それどころか、何十年、何百年と続いていく。

ところが「戦略」では、その基となった「2050年カーボンニュートラル宣言」（2020年10月）とそれに伴う「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（2020年12月）で採用されている「二酸化炭素削減」をビジネスチャンスや投資先に変換していこうとする成長戦略構想を無批判に受け入れ、増幅させている。

「グリーン」も「みどり」も、環境によいというイメージが定着している。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、その一環としての当該「戦略」からも、「原発再稼働」「次世代革新炉開発へ参画」は削除すべきである。

2 自然の摂理に反するゲノム編集技術、ゲノム編集農薬など「遺伝子操作技術」を使ってはならない

自然の摂理に反する「ゲノム編集を含む遺伝子操作技術」は、農林漁業全般で使用すべきではない。実用化・商品化をやめるべきである。有機農業の理念・原則、及び国際標準の有機生産等の基準（有機 JAS 規格に相当）に反するという理由だけではなく、自然生態系や農業環境、食の安全・安心や社会的な環境全般に悪影響を及ぼす。これらを認めれば、国内農漁業への消費者国民の信頼関係を失う。

「戦略」では、①ゲノム編集技術応用作物—高 GABA トマト、超多収シンク能改変稲、天然毒素を低減したジャガイモ、穂発芽耐性小麦等、②ゲノム編集応用の肉厚タイ等水産関係、③RNA 農薬を、化学合成農薬の代替農薬として使うこと等が例示されている。

こうしたゲノム編集技術を含む「遺伝子操作技術」を使ってはならない。禁止すべきである。有機農業では当然ながら禁止し、同様に一般（いわゆる慣行農業）でも使用禁止とすること。ましてや、こうした「戦略」（「戦略」を「アジアモンスーン地域の持続的な食料システムの取組モデル」として積極的に打ち出し、「国際ルールメイキングに参画する」と述べている）をアジアはじめ国際社会に広げていくべきではない。国際的な信用を損なう。

ちなみに、現行の国際的な有機食品の規格である CODEX の「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」では、「遺伝子操作／遺伝子組換え生物(GEO／GMO)により生産された全ての原料又は製品は、(栽培、生産又は加工のいずれについても)有機生産の原則に適合しないため、本ガイドラインの下では使用が認められない。」となっている。ところが現状の有機 JAS 規格では、制定当時（2000 年）を反映して「遺伝子組換え技術」と規定されていた。「国際的に行われている有機農業」を広げようと、現在、日本農林規格調査会で現行国際規格に合わせて「ゲノム編集技術」も認めない方向性が打ち出されてはいるが、進展がみられない。早急に有機 JAS 規格においてゲノム編集を含む遺伝子操作技術も禁止と規定すべきである。

3 ネオニコチノイド系農薬、グリホサート製剤（除草剤）等を直ちに禁止へ

ネオニコチノイド系農薬は、ミツバチの大量死をはじめ、花粉の受粉者（ポリネーター）として重要な役割をしている多種多様な昆虫への悪影響が明らかになっている神経系に作用する農薬である。子どもや胎児の発達への健康影響を示すデータもあり、予防原則の観点から警告が発せられ、禁止したり厳しく規制する国も多くなっている。殺虫剤フィプロニルもネオニコ系同様、浸透性が強く、水田の苗床等に使用されており、水田でのトンボの「抜け殻調査」でも証明されているように、明らかにトンボをはじめとする生物の多様性を損なう。直ちに使用中止、販売中止の措置をとるべきである。同様に、いまだに使われている有機リン系農薬にも同様の措置をとるべきである。

グリホサート（農薬原体）は発がん性があり、それを使った多種類の製剤（除草剤）が出回っている。原体だけでなく、製剤の際に加えられる「補助剤」にも強い毒性があることも指摘されている。除草剤は、土壌中の土中生物（ミミズなど小動物、多種多様な微生物等）

を殺し、土壌の有する豊かな生産力を損なう。同様のグリホシネート製剤を含め、直ちに使用中止、販売禁止とすることを「戦略」で明らかにすべきである。なお、これらの殺虫剤、除草剤は、家庭でも、農用以外にも使われている。併せて禁止すべきである。

4 種子（たね）の自給、農と食文化と一体となった在来種などの保存・継承を

「戦略」に書かれた「地球にやさしいスーパー品種」とは何か、不明である。遺伝子操作利用であれば、これは認められない。また、「主要病害の抵抗性を有し、かつ、生産性や品質が優れた品種の開発」についても、遺伝子操作技術を使わないことが条件だ。伝統的な育種により新品種を開発すべきである。このことは、有機農業以外の一般（慣行栽培）向けの品種でも同様である。使われれば、遺伝子汚染のおそれが生じ、有機農業がやりにくくなる。持続可能な農業とは、自然の摂理に反しない伝統的な育種により作出された品種が大前提である。

なお、その意味では、ゲノム編集技術応用品種の際にいわれる「従来育種方法」の中に、放射線で突然変異を誘発する「放射線育種」が入っていることは認められない。日本では一部でそうした品種がすでに出回ってしまっているため、段階的に禁止していくべきである。

また、「戦略」では、「研究開発の企画段階から事業化を見据えた知財戦略の策定と実行」が書かれている。遺伝子操作技術の商品化などであれば、こうした「イノベーション」に公費を使うべきではない。そもそも、2で述べたように、遺伝子操作技術の事業化（商品化、実用化）は禁止すべきである。研究者・研究資源は、伝統知を踏まえ、中長期的な自然との共生の視野に立った方向性に振り向けられるべきである。

有機農業の成否のカギは、品種（タネ）にある。農薬・化学肥料のない時代に栽培されていた在来種や、地域の気象条件にあった地方品種などの、継承・普及、発掘などを振興させることが必要である。公設試験場、研究機関では、地域の食と農の文化への視点を取り入れた取組がすでに各地にあることを踏まえ、地域に合った在来種、地方種などの延長上で、伝統的な育種技術により、かつ有機農業に適した品種（たとえば、少肥性、積雪に強いなど）の育種を行っていくのがよい。

5 アニマル・ウェルフェア（動物福祉）の視点による工業的畜産からの転換を

畜産の現状は、圧倒的に過密状態の飼育環境になっている。家畜・家禽の健康が損なわれやすく、感染症の発生を引き起こす。山地や遊休地の活用による放牧の拡大を図るなど、アニマル・ウェルフェア（動物福祉）の視点から全面的に見直し、国産飼料拡大や安全性等に十分に配慮した循環型による有機的な畜産の方向に向けて改善していかなければならない。ウィンドレスの畜舎、鶏舎や牛のつなぎ飼い、鶏のゲージ飼いの禁止は段階的な目標を定めて着実に実施していくべきである。

II 「先端技術」偏重ではなく、伝統知と科学を統合した有機農業現場の取組の共有へ

1 「先端技術」偏重ではなく、伝統知と科学を統合した有機農業振興を基軸に

大規模、大型機械、ロボットやドローン、AIによるテクノロジーを駆使して労働生産性

を上げる大規模農家中心の「農業の成長産業化」の方向ではなく、持続可能な農業の筆頭に位置する有機農業（自然農法、アグロエコロジー含む）の振興を基軸に据えるべきである。それは、地域に根差す中小規模の多様な「小さな」農家（副業農家も含む）が、この50年以上にわたって、生産者と消費者の相互理解・協力によって進めてきた有機農業である。

日本では規模拡大や生産効率重視の政策を重ねてきたことに加え、グローバルな食料システムの輸入農産物・食品の輸入増大により、農村の人口は減り、衰退に向かった。海外と比較すれば、日本農業に規模拡大のメリットはない。豊かな温帯モンスーン地域の中でも、本来豊かな森林・里山を後背地にもち、四季があり、十分な日照、降雨、（都市化の前は）平野に広がる田園と多種多様な作物栽培の歴史伝統を現代に活かす、伝統知を踏まえて科学を統合したこれらの現実にある有機農業を基軸に据え、その現場の技術や考え方を共有・普及する方向で共有し、地域振興とも結びつけた伸展を図るべきである。

「生産性」や「効率」の捉え方にも総合的な観点が必要である。単に農地面積当たりの食料の効率的な生産性ではなく、多面的な意義を有する総合的な「生産力」、すなわち食料の生産量だけでなく、品質、技術、生物多様性、エネルギー収支、風景の保全、食文化の保護継承、生きがいやおもしろさなどを総合的に評価することが重要だ。

研究者・研究資源についても、「先端科学技術」に偏らず、社会科学系も含めた総合的な領域に振り向ける必要がある。総力を挙げて、田園のにぎわいを創り出す「地域振興」の方向をめざすべきである。

2 化学合成農薬の削減は、有機農業への転換が基本

化学合成農薬の削減については、基本は、上述1の伝統知を踏まえた、全国各地にある多様な有機農業技術への切り替えを拡大することで実施すべきである。

(1)「戦略」では、現時点で環境影響や安全性、作物への影響が不明な「RNA 農薬、生物農薬、光・紫外線や超音波等を活用した物理的防除等」が代替する農薬や防除法として例示されているが、こうした新技術の開発は、ビジネスや投資対象となる経済成長政策とはなっても、有機農業への転換を遅らせ、経費がかさむばかりである。

(2)「リスク換算」はまだ確立されたものではなく、これによる「50%低減」ではあまり削減できないおそれがある。①環境ホルモン作用を調べていない、②発達神経毒性は2019年に入ったが必須ではなく、不十分な試験法になっている、③農薬の複合毒性が調べていない、④農薬製剤の毒性は農薬原体より100倍も毒性が高くなることもあるのに（例えば農薬製剤ラウンドアップと農薬原体グリホサートなど）、安全基準は原体の結果を元にしていて、など不十分な点が多い。

(3) 有機農業への転換は、区画（圃場単位）毎に切り替えていくことが一般に勧められている方法である。なお、スケジュール防除をやめ、虫見板の使用や生き物調査等を行い、自主的な減農薬から段階的に有機農業に切り替えていく方法もある。

化学合成農薬は、自然生態系、とりわけ生物多様性や土壌の健康、農業者の健康・安全、農産物の消費者に悪影響を及ぼすことは周知のことになってきた。農薬使用による天敵生物の減少や耐性を獲得した害虫の大量発生（リサージェンス）もみられる。使用をやめて、

速やかに有機農業への転換が先決だ。

3 化学肥料の削減は、有機の土づくりへの転換で

化学肥料の削減についても同様に、有機農業への転換拡大により総量を削減させていくのがよい。化学肥料に代わる有機資材を購入する道ではなく、できるだけ地域・農場内にある有機物を活用することを図る。農業技術としても、緑肥やリビングマルチ、輪作等の多様な技術の蓄積があるので活用すべきである。里山との連携も必要だ。

有機資材は吟味されるべきである。「耕畜連携」では大規模畜産施設からの糞尿・鶏糞は、遺伝子操作作物の飼料や使用薬剤に特に留意すべきである。並行して、輸入飼肥料から国産への切り替えやアニマル・ウェルフェアに沿った畜産の改善が必要である。

4 伝統知を活かした有機農業で、気候変動による影響を乗り越える

有機農業は異常気象に対しても回復力があり、安定的な収量があることが、これまでの冷害、干ばつなどの経験で確認された。有機農業は、技術的にも確立しており、だれでも実践することができるものである。ただ、それを発揮するためには、社会的環境の整備が求められる。

「戦略」にある「次世代有機農業に関する技術」は意味不明である。「だれでも」取り組むということが、近代農業のような、画一化、技術の単純化を意味するのであれば、それは大規模・単作型の「底の浅い有機農業」（単に化学肥料・農薬を購入有機資材に代替しただけ）の広がり招き、近代農業の弊害と同様のまちがいを起こすだろう。地域に固有の気象条件や土壌、水系等に合わせた多様性のある有機農業技術はすでに各地の実践有機農家の手中にあり、そうした技術・技能に学び共有して地域に広げていくことが有機農業拡大の近道だ。

5 実践規模の有機農業農場による試験研究や「有機農業公園」の創設を

公設試験場、研究機関は、地域の経験ある有機農家と共に基礎研究から応用・実践的な研究を進めてもらいたい。実用的な広さを持つ（たとえば、2～6ヘクタール。地域条件により異なる）有機農場での試験研究や、「有機農業公園」（東京都足立区都市農業公園の有機農業管理に日本有機農業研究会が関与）のような、公開され体験したり参画できる施設の設置も積極的に取り組むことを希望する。

併せて、有機農業について多方面から学ぶ食農教育を保育園・幼稚園、小中学校、高校、大学などの正課に組み入れることや、有機農業で就農するための専門的な教育コースの設置や充実など、他省庁とも連携し、これまでの食育を超えた取組を積極的に推し進めるべきである。

Ⅲ コロナ禍で明らかになった、田園回帰と地域自給、食事による免疫力向上の重要性

1 田園回帰と地産地消・旬産旬消の地域自給の重要性

2000年の「3・11」は、WHOがパンデミック宣言をした日であり、その後の世界的な

感染拡大でグローバルな食料システムの脆弱性が明らかになった。コロナ感染症は大都市で拡大しており、人びとの田園回帰の流れは広がっている。巨大自然災害が予見される今日、食料の備蓄も含め、多様な栽培作物を地域ごとに作付けて地産地消の地域自給力を日頃から高めておくことの重要性に多くの人々が気づいている。これを実現させるために多方面から施策を検討し、地域毎に包括的な施策にしていく必要があり、そうした動きを強化すべきである。

2 農産物輸出によらない、地産地消の自給増大を

コロナ禍で、地域自給への関心が高まる中、「戦略」では農産物の輸出拡大が政策課題として挙げられている。輸出が順調にいくとは思えないが、本来、各国はそれぞれが食糧を自給していくべきである。すでに先進国が自国の農業に輸出補助金を出して相手国の自給度を低めている実態があることを踏まえ、日本からの農産物輸出が相手国農家を潰す要因を作る可能性を否定できない。気候変動や政情不安を考慮し、食糧安全保障の観点からも食料自給率 60 パーセント位の目標を掲げ、農産物輸入（飼肥料、種子なども）の増大に歯止めをかけ、地域の有機農業振興に基軸を置いた、多方面からの総合的な施策により総力を挙げて自給度を高めていくべきである。

3 コロナ禍で求められる免疫力を高める食事・食材

「戦略」には、「栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進」「栄養バランスに優れた日本型食生活に関する食育」「地産地消の推進」「日本型食生活の腸内環境や免疫等への効果の検証」「野菜や果実など健康上必要とされる量を摂取できていない食品の消費拡大」「食生活と健康に関する医学的知見・科学的根拠の蓄積と情報発信」「持続可能な地場産物や国産有機農産物等を学校給食に導入する取組の推進」が挙げられている。このような施策は、地域に根差す有機農業の取組とも親和性が高い。コロナ禍のチャンスをとらえ、積極的に推進すべきである。

IV 地域振興に資する有機農業の拡大を

1 「公共調達」による学校給食等への有機農産物等の積極的導入を

有機農産物は、未来を担う子どもたちにこそ食べさせたい。保育園・幼稚園、学校給食に有機農産物等を導入する事例が各地で行われるようになっており、そうした動きに多方面から関心が高まっている。給食への導入を加速させるために、「公共調達」による保護者に無償の導入を政策的に整備していくことが望まれる。研究者・研究資源についても多くを投入し、各地の事例研究や実証事業などを行うことも希望する。

2 有機農業は、地域の生産者と消費者のつながりにより、着実に広がる

「戦略」には、有機農業推進基本方針を踏まえて、「地域支援型農業(CSA)や地域間交流など、消費者や地域住民が有機農業を理解し支える仕組みの拡大」「農産物の規格(出荷時)の見直し等による消費の拡大」「環境にやさしい農業経営(有機農業、無農薬、減農薬等)と

付加価値の高い農産物の販売の推進」が挙げられている。「CSA」は、日本で1970年代から行われてきた生産者と消費者の「顔の見える関係」という言葉を生んだ、「産消提携」と同義であり、日本の有機農業は、消費者参加型の「産消提携」の取組により、全国各地の主な都市で生まれ、着実に根付いていった。そうした消費者とのつながりを重視した取組は、今では、生協やマルシェ、有機朝市、大小の農家の直売所などの多様な広がりをみせている。CSAではなく、日本国内で内発的に生まれた「産消提携」という用語で明記して（有機農業基本方針では、この用語を使用）、こうしたローカルな食料システムを評価し、有機農業拡大のための有力なモデルとしていくことが求められる。

3 国連「家族農業の10年」が求める「小さな」農林漁業の重要性を「戦略」に位置づける

すでに基本計画や有機農業基本方針等で示されているように、「小さな拠点づくり」や「有機の里づくり」などで地域コミュニティににぎわいをもたらす。そのためには、家族的規模の「小さな」有機農業（家族、法人を問わず）を基軸として、家庭菜園者やコミュニティ農園への参加者も含めた多様な農家が地域の農村のにぎわいを創り出す鍵であることを、再確認すべきである。

国連「家族農業の10年」、「農民と農村で働く人びとの宣言」や、その他の国際会議の動向を踏まえて、家族的規模の「家族農林漁業」を主体としていくことをこの「戦略」ではっきりと位置付け、「地域振興策」をよりいっそう強化することを求めたい。

V 自然循環と人々のつながりを大切にする森・里・海の連携・提携を推進する有機農業で、現況の危機を乗り越える方向へ舵を切り直す「戦略」を

以上のように、地域に根差す有機農業を振興することを基軸とした施策を着実に実現させることにより、人びとの生存・生活の基盤であり、有機農業が拠って立つ森・里・海をつなぐ腐植の働きの活性化も促進され、生態系を保全する自然循環も促進されることが期待される。二酸化炭素等の排出による地球温暖化防止に対してもそれなりに貢献できるだろう。とはいえ、今日の森・山林の荒廃とそれによる風景の激変には目を覆いたくなる現実がある。土壌の状態も長年の化学合成物質の使用で傷めつけられている。2050年に「有機農業の面積を25%に」などと悠長なことは言っていられない。また、「戦略」に書かれた2050年時点の「土壌微生物機能の完全解明」という記述などは、奥深い自然について人類が「科学」や「技術」で対処できるという傲慢さが感じられる。現況の環境問題や社会的な問題の危機的状況に対応できる食料システムを構築するには、自然に対する謙虚さをもち、地域で多数の人びとが自然と共生してよりよく生きられることを主眼に置く、ローカルな施策と取組の方向に、早急に、根本から舵を切り直す「戦略」が求められる。

以上